

令和 7 年 4 月 1 3 日

長門市選挙管理委員会委員長 様

令和 7 年 4 月 2 0 日 執行

長門市議会議員一般選挙

候補者 長門 太郎

自署または記名押印

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

① 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契 約 年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあっては代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和 7 年 3 月 24 日	長門市東深川100番地1 日本タクシー(株) 代表取締役 日本 一郎	令和7年4月13日 ～ 令和7年4月19日	420,000円	
年 月 日			円	

2 1 に掲げる契約以外の場合(前記1の場合は記載不要)

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあっては代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車 の借入 れ	年 月 日			円	
	年 月 日			円	
運転手 の雇用	年 月 日			円	
	年 月 日			円	
燃料代	年 月 日			円	
	年 月 日			円	

注 1 契約書の写しを添付してください。

2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

運 送 契 約 書

長門市議会議員一般選挙候補者 長門 太郎 (以下「甲」という。) と
日本タクシー (株) (以下「乙」という。) は、選挙運動のための自動車の運送に
ついて次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用
- 2 車種及び登録番号 トヨタプリウス 山口59 た11-22
- 3 台 数 1台
- 4 使用期間 令和7年4月13日から令和7年4月19日
- 5 契約金額 420,000円 (1日 60,000円×7日間：消費税を含む)

6 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例に基づき市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。なお、市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は市に請求できない。

令和 7 年 3 月 2 4 日

甲 長門市議会議員一般選挙候補者

住 所 長門市 東深川 1 3 2 4 番地 1

氏 名 長 門 太 郎 (印)

乙 住 所 長門市 東深川 1 0 0 番地 1

名 称 日本タクシー (株) (印)

代表者 代表取締役 日 本 一 郎 (印)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 7 年 4 月 2 0 日

令和 7 年 4 月 2 0 日 執行

長門市議会議員一般選挙

候補者 長 門 太 郎

記

自署または記名押印

運 送 契 約 区 分 (該当する方の番号に○を してください。)	① 一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約 による場合	2 左に掲げる場合以外の 場合	
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあっては代表者の氏名	長門市東深川100番地1 日本タクシー (株) 代表取締役 日 本 一 郎		
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運 送 等 金 額	備 考
トヨタプリウス 山口59た11-22	令和7年4月13日 ～ 令和7年4月19日	420,000 円	60,000円／日 × 7日
	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	

- 注 1 この証明書は、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が長門市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、長門市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
- | | |
|-------------------------------|---------|
| (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 | 64,500円 |
| (2) (1)以外の場合 | 16,100円 |
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約とそれ以外の契約とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定するいずれか一つの契約に限られますので、その指定した契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外との契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られますので、その指定した1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、長門市に支払を請求することはできません。

令和 7 年 4 月 2 4 日

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

長 門 市 長 様

住 所 長門市東深川100番地 1
氏名又は名称 日本タクシー (株)

法人の場合は 代表取締役 日本 一郎
代表者の氏名

自署または記名押印

長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- | | | |
|---|--------------------|-----------------------|
| 1 | 請求金額 | 4 2 0 , 0 0 0 円 |
| 2 | 内 訳 | 別紙請求内訳書のとおり |
| 3 | 令和 7 年 4 月 2 0 日執行 | 長門市議会議員一般選挙 |
| 4 | 候補者氏名 | 長 門 太 郎 |
| 5 | 払 込 先 | 長門 銀行 深川 支店 口座名 普通・当座 |
| | 金庫 支所 口座番号 | 100100 |
| | 協同組合 出張所 | (ふりがな) にほん |
| | 協同組合連合会 | 口座名義 日本タクシー 株式会社 |

- 注 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運 送 金 額 (ア)	基準限度額 (イ)	請 求 金 額	備考
令和7年4月13日	60,000 円× 1台 = 60,000 円	64,500 円× 1台 = 64,500 円	60,000 円	
令和7年4月14日	60,000 円× 1台 = 60,000 円	64,500 円× 1台 = 64,500 円	60,000 円	
令和7年4月15日	60,000 円× 1台 = 60,000 円	64,500 円× 1台 = 64,500 円	60,000 円	
令和7年4月16日	60,000 円× 1台 = 60,000 円	64,500 円× 1台 = 64,500 円	60,000 円	
令和7年4月17日	60,000 円× 1台 = 60,000 円	64,500 円× 1台 = 64,500 円	60,000 円	
令和7年4月18日	60,000 円× 1台 = 60,000 円	64,500 円× 1台 = 64,500 円	60,000 円	
令和7年4月19日	60,000 円× 1台 = 60,000 円	64,500 円× 1台 = 64,500 円	60,000 円	
計			420,000 円	

注 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。